

議第181号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 洛和会音羽病院地区の項の次に次の1項を加える。

京都橋大学地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都橋大学地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------	--

別表第2 洛和会音羽病院地区の項の次に次の1項を加える。

京都橋大学地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 大学及びこれに付属するもの (2) バス停留所の上屋
	容積率の最高限度	法第52条第1項第7号の規定により容積率の最高限度が10分の20と定められた区域にあっては、10分の15。この場合において、建築物の敷地が当該区域と当該区域以外にわたるときは、法第52条第7項の規定を準用する。
	建蔽率の最高限度	100分の35

	壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離の最低限度 道路の境界線にあつては10メートル, 隣地境界線(都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設である構内通路の西側端線(以下「通路境界線」という。)と市道山科大宅緯17号線の南側端線との交点を起点とし, 順次同線, 通路境界線から80メートル西側の線, 市道山科大宅緯17号線の南側端線から80メートル南側の線, 通路境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域に存する隣地境界線に限る。)にあつては3メートル。ただし, 物置又は機械室その他これらに類するもので地階を除く階数が1のものについては, この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	31メートル

別表第2備考18中「3メートル, 西ノ京桑原町地区の項」の右に「, 京都橋大学地区の項」を加える。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

京都橋大学地区に係る地区計画の決定に伴い, 新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。